

2023 年 12 月

お客さま各位

足立成和信用金庫

「投資信託取引規定集」改訂のお知らせ

平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、新NISA制度が 2024 年 1 月より開始されることに伴い、「投資信託取引規定集」を下記のとおり改訂いたしました。

記

1. 改訂日

2023 年 12 月 1 日（金）

2. 改訂対象

- 非課税口座約款
- 未成年者口座および課税未成年者口座約款
- あだちせいわ投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定

※改訂内容の詳細は別紙の新旧対照表をご参照ください。

以上

別紙1 「非課税口座約款」新旧対照表

改訂前	改訂後
非課税口座約款	非課税口座約款
1. 約款の趣旨 (1) この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、足立成和信用金庫（以下「当金庫」といいます。）において開設する非課税口座（租税特別措置法で規定する非課税口座をいいます。）について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号および第4号に規定する非課税上場株式等管理契約および非課税累積投資契約の要件および当金庫との権利義務関係を明確にするための取決めです。 (2) (省 略) 2. 非課税口座開設届出書等の提出等 (1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の11月末日までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき非課税口座開設届出書」（既に当金庫以外の証券会社または他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」および「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」、既に当金庫に非課税口座を開設している	1. 約款の趣旨 (1) この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、足立成和信用金庫（以下「当金庫」といいます。）において開設する非課税口座（租税特別措置法で規定する非課税口座をいいます。）について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号、第4号および第6号に規定する非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約および特定非課税累積投資契約の要件および当金庫との権利義務関係を明確にするための取決めです。 (2) (同 左) 2. 非課税口座開設届出書等の提出等 (1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の11月末日までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき非課税口座開設届出書」（既に当金庫以外の証券会社または他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」、既に当金庫に非課税口座を開設してい

別紙 1 「非課税口座約款」新旧対照表

改訂前	改訂後
場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）、をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 24 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。 (2)～(3) (省 略) (4) 当金庫が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫は申込者に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ① 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税	る場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 24 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。 (2)～(3) (同 左) (4) 当金庫が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫は申込者に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ① 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税

別紙1 「非課税口座約款」新旧対照表

改訂前	改訂後
口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>が設けられていたとき。 ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>が設けられることとなっていたとき。 (5) 申込者が当金庫の非課税口座に設けられるべき<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>を証券会社もしくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>に株式投資信託受益権（租税特別措置法第37条の14第1項で規定する「非課税口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。以下「投資信託」といいます。）の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。 (6) 当金庫は、「金融商品取引業者等変更届出書」を受理したときに非課税口座に設定年に係る<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、申込者に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。 (7) 申込者が当金庫に対して非課税口座開設届出書」をご提出され、当金庫において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であること	口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>が設けられていたとき。 ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>が設けられることとなっていたとき。 (5) 申込者が当金庫の非課税口座に設けられるべき<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>を証券会社もしくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>に株式投資信託受益権（租税特別措置法第37条の14第1項で規定する「非課税口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。以下「投資信託」といいます。）の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。 (6) 当金庫は、「金融商品取引業者等変更届出書」を受理したときに非課税口座に設定年に係る<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>が既に設けられている場合には特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を廃止し、申込者に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。 (7) 申込者が当金庫に対して非課税口座開設届出書」をご提出され、当金庫において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であること

別紙 1 「非課税口座約款」新旧対照表

改訂前	改訂後
が判明し、租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。 ①～③（省 略） ④ 非課税口座に該当しないこととなった口座に設定していた累積投資勘定に投資信託の受入れを行っていた場合には、一般口座に受け入れたものとして、購入時手数料を当金庫所定の方法により徴収させていただきます場合があります。 3. 非課税管理勘定の設定 （省 略） 3 の 2. 累積投資勘定の設定 (1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018 年から <u>2042 年</u>までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。 (2)（省 略）	が判明し、租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。 ①～③（同 左） ④ 非課税口座に該当しないこととなった口座に設定していた累積投資勘定 <u>または特定累積投資勘定</u>に投資信託の受入れを行っていた場合には、一般口座に受け入れたものとして、購入時手数料を当金庫所定の方法により徴収させていただきます場合があります。 3. 非課税管理勘定の設定 （同 左） 3 の 2. 累積投資勘定の設定 (1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018 年から <u>2023 年</u>までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。 (2)（同 左） <u>3 の 3. 特定累積投資勘定の設定</u> <u>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託の</u>

別紙 1 「非課税口座約款」新旧対照表

改訂前	改訂後
4. 非課税管理勘定<u>または</u>累積投資勘定における処理 (1) 非課税上場株式等管理契約に基づく投資信託の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。 (2) 非課税累積投資契約に基づく投資信託の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理します。	<u>記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は 2024 年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。</u> (2) <u>上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</u> <u>3 の 4. 特定非課税管理勘定の設定</u> <u>申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は上記 3 の 3 の特定累積投資勘定と同時に設けられます。</u> 4. 非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>における処理 (1) 非課税上場株式等管理契約に基づく投資信託の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。 (2) 非課税累積投資契約に基づく投資信託の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理します。

別紙 1 「非課税口座約款」新旧対照表

改訂前	改訂後
5. 非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲 (省 略) 5 の 2. 累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲 (省 略)	<u>(3) 特定非課税累積投資契約に基づく投資信託の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理します。</u> 5. 非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲 (同 左) 5 の 2. 累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲 (同 左) <u>5 の 3. 特定累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲</u> <u>当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、原則として、申込者が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる投資信託（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号ロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</u> <u>① 上記 3 の 3. (2) に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れる投資信託で、取得対価の額</u>

別紙 1 「非課税口座約款」新旧対照表

改訂前	改訂後
	<u>（購入した投資信託については、その購入の代価の額をいいます。）の合計額が 120 万円を超えないもの（当該投資信託を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている募集または買付の申込みにより取得した投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が 1,800 万円を超えることとなるときにおける当該投資信託を除く。）</u> <u>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する投資信託</u> <u>5 の 4. 特定非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲</u> <u>（1） 当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載又は記録がされるものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得した投資信託で、以下の①、②に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</u> <u>① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に申込者が当金庫で募集または買付の申込みにより取得する投資信託で、その取得後直ちに非課税口座へ受け入れられるもので、受け入れた投資信託の取得対価額（購入した投資信託については、その購入の代価の額をいいます。）の合計金額が 240 万円を超えないもの（当該投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲</u>

別紙 1 「非課税口座約款」新旧対照表

改訂前	改訂後
6. 非課税口座を通じた取引 (1) 申込者が当金庫との間で行う、非課税口座に受け入れる投資信託に関する	<u>げる場合に該当することとなるときにおける当該投資信託を除く。)</u> <u>イ. 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が 1,200 万円を超える場合</u> <u>ロ. 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計が 1,800 万円を超える場合</u> <u>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する投資信託</u> <u>(2) 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める投資信託を受け入れることができません。</u> <u>① 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、投資信託および投資法人に関する法律第 4 条第 1 項に規定する委託者指図型投資信託約款において法人税法第 61 条の 5 第 1 項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項第 2 号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの</u> <u>② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款に租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項第 1 号および第 3 号の定めがあるもの以外のもの</u> 6. 非課税口座を通じた取引 (1) 申込者が当金庫との間で行う、非課税口座に受け入れる投資信託に関する

別紙 1 「非課税口座約款」新旧対照表

改訂前	改訂後
取引については、取引の都度、非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。申込者より特にお申し出のない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、申込者が特定口座を開設されている場合に限りです。）。なお、当該投資信託に関する取引を行う際に、当金庫に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただいた場合で、<u>上記 5. ①イ. およびロ. により非課税管理勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額の合計額が 120 万円を超える場合は、当該 120 万円を超える部分の投資信託については</u>、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。	取引については、取引の都度、非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。申込者より特にお申し出のない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、申込者が特定口座を開設されている場合に限りです。）。なお、当該投資信託に関する取引を行う際に、当金庫に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただいた場合で、<u>以下の①から④に該当する場合、当該超過分の投資信託について</u>、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。<u>（特定口座による取引は、申込者が特定口座を開設されている場合に限りです。）</u> ① <u>上記 5. ①により非課税管理勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額の合計額が 120 万円（上記 5. ②により受け入れる投資信託がある場合には、当該投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超える場合</u> ② <u>上記 5 の 2. ①により累積投資勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額の合計額が 40 万円をこえる場合</u> ③ <u>上記 5 の 3. ①により特定累積投資勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額の合計額が 120 万円をこえる場合または当該投資信託を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている募集または買付の申込みにより取得した投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額合計額が 1,800 万円をこえる場合</u> ④ <u>上記 5 の 4. (1)①により特定非課税管理勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額の合計額が 240 万円をこえる場合または同項①イ. もしくはロ. に該当する場合</u>

別紙 1 「非課税口座約款」新旧対照表

改訂前	改訂後
(2) 申込者が非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の投資信託を保有している場合であって、非課税口座で保有している投資信託を<u>換金</u>するときには、その旨<u>の明示を行っていただく</u>必要があります。なお、申込者が当金庫の非課税口座で保有している投資信託を<u>換金</u>する場合において、当該投資信託を非課税口座で複数回にわたって取得されているときは、先に取得したものから<u>換金</u>することとさせていただきます。 7. 譲渡の方法 非課税管理勘定<u>および</u>累積投資勘定において振替口座簿への記載または記録がされている投資信託の譲渡は当金庫に対して譲渡する方法、または租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する事由による投資信託の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当金庫の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。 8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知 (1) (省 略) (2) 申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの投資信託の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 <u>第 24 項</u>において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)を行った場合(同	(2) 申込者が非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の投資信託を保有している場合であって、非課税口座で保有している投資信託を<u>譲渡</u>するときには、その旨<u>および非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定のいずれに受け入れている投資信託を譲渡するかを明示していただく</u>必要があります。なお、申込者が当金庫の非課税口座で保有している投資信託を<u>譲渡</u>する場合において、当該投資信託を非課税口座の<u>同一勘定</u>で複数回にわたって取得されているときは、先に取得したものから<u>譲渡</u>することとさせていただきます。 7. 譲渡の方法 非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>において振替口座簿への記載または記録がされている投資信託の譲渡は当金庫に対して譲渡する方法、または租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する事由による投資信託の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当金庫の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。 8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知 (1) (同 左) (2) 申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの投資信託の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 <u>第 22 項</u>において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)を行った場合(同

別紙 1 「非課税口座約款」新旧対照表

改訂前	改訂後
項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由により取得する投資信託で、累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、申込者(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者)に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。	項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由により取得する投資信託で、累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、申込者(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者)に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。 <u>(3) 申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの投資信託の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)を行った場合(同項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由により取得する投資信託で、特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、申込者(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者)に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。</u> <u>(4) 申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特</u>

別紙 1 「非課税口座約款」新旧対照表

改訂前	改訂後
9. 非課税管理勘定終了時の取扱い (1) (省 略) (2) 上記(1)の終了時点で、非課税管理勘定に係る投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者の非課税管理勘定に係る投資信託について、当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合には、一般口座に移管いたします。 <u>① 申込者から非課税管理勘定の終了する年の原則 1 1 月末日までに当金庫に対して上記 5. ②の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新</u>	<u>定累積投資勘定からの投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（同項各号に規定する事由により取得する投資信託で、特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当金庫は、申込者（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者）に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。</u> 9. 非課税管理勘定終了時の取扱い (1) (同 左) (2) 上記(1)の終了時点で、非課税管理勘定に係る投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者の非課税管理勘定に係る投資信託について、当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合には、一般口座に移管いたします。

別紙 1 「非課税口座約款」新旧対照表

改訂前	改訂後
<u>たに設けられる非課税管理勘定への移管</u> ② 申込者から非課税管理勘定の終了する年の原則 1 1 月末日までに当金庫に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合または申込者が当金庫に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 ③ 上記①および②に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管 9 の 2. 累積投資勘定終了時の取扱い (省 略) 1 0. 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認 (1) 当金庫は、申込者から提出を受けた上記 2. (1)の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録がされている申込者の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(申込者が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内に申込者から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者から、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「非課税口座帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。	① 申込者から非課税管理勘定の終了する年の原則 1 1 月末日までに当金庫に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合または申込者が当金庫に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 ② 上記①に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管 9 の 2. 累積投資勘定終了時の取扱い (同 左) 1 0. 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認 当金庫は、申込者から提出を受けた上記 2. (1)の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録がされている申込者の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(申込者が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内に申込者から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者から、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「非課税口座帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

別紙 1 「非課税口座約款」新旧対照表

改訂前	改訂後
①～②（省 略） <u>(2) 上記(1)の場合において、確認期間内に申込者の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（(1)ただし書の規定の適用がある申込者を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、申込者の非課税口座に係る累積投資勘定に投資信託の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、上記(1)①または②のいずれかの方法により申込者の氏名および住所を確認できた場合または申込者から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</u>	①～②（同 左） (削 除) <u>1 1. 特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認</u> <u>(1) 当金庫は、申込者から提出を受けた上記 2. (1)の「非課税開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録がされている申込者の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（申込者が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以降 5 年を経過した日ごとの日をいいます。）から 1 年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内に申込者から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座変更届出書」の提出を受けた場合および「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者から、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「非課税口座帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</u>

別紙 1 「非課税口座約款」新旧対照表

改訂前	改訂後
<u>1 1. 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き</u> <u>(1) 申込者が、当金庫に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当金庫に対して「非課税口座異動届出書（勘定変更用）」を提出していただく必要があります。</u> <u>(2) 申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、原則 1 1 月末日までに、当金庫に対して「非</u>	<u>① 当金庫が申込者から租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載または記録がされている当該基準経過日における氏名および住所</u> <u>② 当金庫から申込者に対して書類を郵送し、当該書類に申込者が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当金庫に対して提出された場合 申込者が当該書類に記載した氏名および住所</u> <u>(2) 上記(1)の場合において、確認期間内に申込者の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（上記(1)ただし書きの規定の適用がある申込者を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、申込者の非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に投資信託の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、上記(1)各号のいずれかの方法により申込者の氏名および住所を確認できた場合または申込者から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</u> <u>1 2. 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き</u> 申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、原則 1 1 月末日までに、当金庫に対して「非課税口座異動届出書（勘定変更用）」をご提出いただく必要があります。なお、当該異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に投資信託の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該異動届出書を受理することができません。

別紙1 「非課税口座約款」新旧対照表

改訂前	改訂後
課税口座異動届出書（勘定変更用）」をご提出いただく必要があります。なお、当該異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に投資信託の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該異動届出書を受理することができません。 <u>(3) 2024 年 1 月 1 日以後、申込者が当金庫に開設した非課税口座（当該口座に 2023 年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限りです。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当金庫に対して「非課税口座異動届出書（勘定変更用）」を提出していただく必要があります。</u> <u>1 2.</u> 届出事項の変更 (省 略) <u>1 3.</u> 契約の終了 (省 略) <u>1 4.</u> 免責事項 申込者が上記 <u>1 2.</u> の変更手続きを怠ったこと、その他の当金庫の責めによらない事由により、非課税口座における取扱等に関し申込者に生じた不利益および損害については当金庫はその責を負いません。 <u>1 5.</u> 合意管轄 (省 略) <u>1 6.</u> 約款の変更 (省 略)	<u>1 3.</u> 届出事項の変更 (同 左) <u>1 4.</u> 契約の終了 (同 左) <u>1 5.</u> 免責事項 申込者が上記 <u>1 3.</u> の変更手続きを怠ったこと、その他の当金庫の責めによらない事由により、非課税口座における取扱等に関し申込者に生じた不利益および損害については当金庫はその責を負いません。 <u>1 6.</u> 合意管轄 (同 左) <u>1 7.</u> 約款の変更 (同 左)

別紙 1 「非課税口座約款」 新旧対照表

改訂前	改訂後
(<u>2 0 2 2 年 1 0 月</u> 改訂)	(<u>2 0 2 3 年 1 1 月</u> 改訂)

別紙2 「未成年者口座および課税未成年者口座約款」新旧対照表

改訂前	改訂後
未成年者口座および課税未成年者口座約款	未成年者口座および課税未成年者口座約款
第1章 総則	第1章 総則
1. 約款の趣旨 (省 略)	1. 約款の趣旨 (同 左)
第2章 未成年者口座の管理	第2章 未成年者口座の管理
2. 未成年者口座開設届出書等の提出 (1) 申込者が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、原則当該非課税の特例の適用を受けようとする年の11月末日までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき未成年者非課税適用確認書の交付申請や当金庫における未成年者口座開設に必要な各種帳票類ならびに「未成年者口座廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類をご提出いただくとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座	2. 未成年者口座開設届出書等の提出 (1) 申込者が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、原則当該非課税の特例の適用を受けようとする年の11月末日までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき未成年者非課税適用確認書の交付申請や当金庫における未成年者口座開設に必要な各種帳票類ならびに「未成年者口座廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類をご提出いただくとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座

別紙2 「未成年者口座および課税未成年者口座約款」新旧対照表

改訂前	改訂後
において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。 なお、当金庫では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当金庫にて保管いたします。 (2)～(5) (省 略) 3. 非課税管理勘定および継続管理勘定の設定 (1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる株式投資信託受益権（租税特別措置法で規定する「未成年者口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。この約款の <u>14.</u> から <u>16.</u>、<u>18.</u> および <u>24.</u> (1)を除き、以下同じ。）（以下「投資信託」といいます。）につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（申込者とその年の1月1日において18歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。 (2)～(3) (省 略) 4. 非課税管理勘定および継続管理勘定における処理 (省 略)	において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。 なお、当金庫では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当金庫にて保管いたします。 (2)～(5) (同 左) 3. 非課税管理勘定および継続管理勘定の設定 (1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる株式投資信託受益権（租税特別措置法で規定する「未成年者口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。この約款の <u>15.</u> から <u>17.</u>、<u>19.</u> および <u>25.</u> (1)を除き、以下同じ。）（以下「投資信託」といいます。）につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（申込者とその年の1月1日において18歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。 (2)～(3) (同 左) 4. 非課税管理勘定および継続管理勘定における処理 (同 左)

別紙2 「未成年者口座および課税未成年者口座約款」新旧対照表

改訂前	改訂後
5. 未成年者口座に受け入れる投資信託の範囲 (1) 当金庫は、申込者の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託のみを受け入れます。 ① (省 略) ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる投資信託 <u>（この場合、原則5年経過日の属する年の11月末日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）</u> ③ (省 略) (2) 当金庫は、申込者の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託のみを受け入れます。 ① (省 略) ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、申込者の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる投資信託 <u>（この場合、原則5年経過日の属する年の11月末日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）</u> ③ (省 略)	5. 未成年者口座に受け入れる投資信託の範囲 (1) 当金庫は、申込者の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託のみを受け入れます。 ① (同 左) ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる投資信託 ③ (同 左) (2) 当金庫は、申込者の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託のみを受け入れます。 ① (同 左) ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、申込者の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる投資信託 ③ (同 左)
6. 譲渡の方法	6. 譲渡の方法

別紙2 「未成年者口座および課税未成年者口座約款」新旧対照表

改訂前	改訂後
(省 略) 7. 課税未成年者口座等への移管 (1) 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。 ① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る投資信託(上記5.(1)①ロもしくは②または5.(2)①もしくは②の移管がされるものを除く。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管 イ～ロ (省 略) ② (省 略) (2) (省 略) ①～② (省 略)	(同 左) 7. 継続管理勘定等への移管 (1) 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る投資信託を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。 (2) 上記(2)の場合において、申込者が租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の11月末日までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、下記8.(1)①および8.(2)の規定によることとします。 8. 課税未成年者口座等への移管 (1) 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。 ① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る投資信託(上記5.(1)①ロもしくは②、5.(2)①もしくは②または7.(1)の移管がされるものを除く。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管 イ～ロ (同 左) ② (同 左) (2) (同 左) ①～② (同 左)

別紙2 「未成年者口座および課税未成年者口座約款」新旧対照表

改訂前	改訂後
<u>8.</u> 非課税管理勘定および継続管理勘定の管理 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載または記録がされる投資信託は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 ①（省 略） ② 当該投資信託の上記6. に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および<u>16.</u> ②において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当金庫の営業所を経由して行われなければならないものに限り、）または贈与をしないこと イ～ホ（省 略） ③（省 略） <u>9.</u> 未成年者口座および課税未成年者口座の廃止 上記<u>7.</u> もしくは<u>8.</u> に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。 <u>10.</u> 未成年者口座内投資信託の払出しに関する通知 （省 略） <u>11.</u> 出国時の取扱い （省 略）	<u>9.</u> 非課税管理勘定および継続管理勘定の管理 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載または記録がされる投資信託は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 ①（同 左） ② 当該投資信託の上記6. に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および<u>17.</u> ②において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当金庫の営業所を経由して行われなければならないものに限り、）または贈与をしないこと イ～ホ（同 左） ③（同 左） <u>10.</u> 未成年者口座および課税未成年者口座の廃止 上記<u>8.</u> もしくは<u>9.</u> に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。 <u>11.</u> 未成年者口座内投資信託の払出しに関する通知 （同 左） <u>12.</u> 出国時の取扱い （同 左）

別紙2 「未成年者口座および課税未成年者口座約款」新旧対照表

改訂前	改訂後
第3章 課税未成年者口座の管理 <u>12.</u> 課税未成年者口座の設定 (省 略) <u>13.</u> 課税管理勘定における処理 課税未成年者口座における投資信託（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する投資信託受益権のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。以下<u>14.</u> から<u>16.</u> および<u>18.</u> において同じ。）の振替口座簿への記載もしくは記録または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録または預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる投資信託または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。 <u>14.</u> 譲渡の方法 (省 略) <u>15.</u> 課税管理勘定での管理 (省 略) <u>16.</u> 課税管理勘定の金銭等の管理 課税未成年者口座に記載または記録がされる投資信託および当該課税未成年	第3章 課税未成年者口座の管理 <u>13.</u> 課税未成年者口座の設定 (同 左) <u>14.</u> 課税管理勘定における処理 課税未成年者口座における投資信託（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する投資信託受益権のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。以下<u>15.</u> から<u>17.</u> および<u>19.</u> において同じ。）の振替口座簿への記載もしくは記録または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録または預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる投資信託または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。 <u>15.</u> 譲渡の方法 (同 左) <u>16.</u> 課税管理勘定での管理 (同 左) <u>17.</u> 課税管理勘定の金銭等の管理 課税未成年者口座に記載または記録がされる投資信託および当該課税未成年

別紙2 「未成年者口座および課税未成年者口座約款」新旧対照表

改訂前	改訂後
者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、申込者の基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 ①（省 略） ② 当該投資信託の14. に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当金庫の営業所を経由して行われないものに限りします。）または贈与をしないこと イ～ホ（省 略） ③（省 略） 17. 未成年者口座および課税未成年者口座の廃止 上記15. もしくは16. に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。 18. 重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合の取扱い （省 略） 19. 出国時の取扱い 申込者が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章（14. および18. を除く。）の適用があるものとし	者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、申込者の基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 ①（同 左） ② 当該投資信託の15. に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当金庫の営業所を経由して行われないものに限りします。）または贈与をしないこと イ～ホ（同 左） ③（同 左） 18. 未成年者口座および課税未成年者口座の廃止 上記16. もしくは17. に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。 19. 重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合の取扱い （同 左） 20. 出国時の取扱い 申込者が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章（15. および19. を除く。）の適用があるものとし

別紙2 「未成年者口座および課税未成年者口座約款」新旧対照表

改訂前	改訂後
て取り扱います。	て取り扱います。
第4章 口座への入出金	第4章 口座への入出金
<u>20</u> ．課税未成年者口座への入出金処理 (省 略)	<u>21</u> ．課税未成年者口座への入出金処理 (同 左)
第5章 代理人による取引の届出	第5章 代理人による取引の届出
<u>21</u> ．代理人による取引の届出 (省 略)	<u>22</u> ．代理人による取引の届出 (同 左)
<u>22</u> ．法定代理人の変更 (省 略)	<u>23</u> ．法定代理人の変更 (同 左)
第6章 その他の通則	第6章 その他の通則
<u>23</u> ．取引残高の通知 (省 略)	<u>24</u> ．取引残高の通知 (同 左)
<u>24</u> ．未成年者口座 <u>取引</u> または課税未成年者口座 <u>取引である旨の明示</u> (1) 申込者が受入期間内に当金庫との間で行う、未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れる範囲の投資信託(未成年者口座への受入れである場合	<u>25</u> ．未成年者口座または課税未成年者口座 <u>を通じた取引</u> (1) 申込者が受入期間内に当金庫との間で行う、未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れる範囲の投資信託(未成年者口座への受入れである場合

別紙2 「未成年者口座および課税未成年者口座約款」 新旧対照表

改訂前	改訂後
には、上記3.(1)に規定する投資信託をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、上記 1 3. に規定する投資信託をいいます。) に関する取引に関しては、取引の都度、未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、申込者より特にお申し出のない場合は、課税未成年者口座による取引とさせていただきます。 (2) 申込者が未成年者口座および未成年者口座以外の口座で同一銘柄の投資信託を保有している場合であって、未成年者口座で保有している投資信託を 換金 するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、申込者から特にお申出がない場合には、先に取得したものから 換金 することとさせていただきます。 2 5. 基準年以降の手続き等	には、上記3.(1)に規定する投資信託をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、上記 1 4. に規定する投資信託をいいます。) に関する取引に関しては、取引の都度、未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、申込者より特にお申し出のない場合は、課税未成年者口座による取引とさせていただきます。 (2) 申込者が未成年者口座および未成年者口座以外の口座で同一銘柄の投資信託を保有している場合であって、未成年者口座で保有している投資信託を 譲渡 するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、申込者から特にお申出がない場合には、先に取得したものから 譲渡 することとさせていただきます。 (3) 申込者が、当金庫に開設した未成年者口座に設けられた非課税管理勘定で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合、2024 年以降、分配金再投資による追加取得分については、課税未成年者口座に受け入れます。分配金の再投資を停止する場合には、当金庫へお申し出ください。 (4) 申込者が、当金庫に開設した未成年者口座に設けられた非課税管理勘定において、2023 年 12 月末時点で定時定額購入取引に係る契約をしている場合、2024 年以降、課税未成年者口座を利用した定時定額購入取引に係る契約として取り扱わせていただきます。2024 年以降の定時定額購入取引に係る契約を変更または中止する場合には、2024 年 12 月 22 日までに当金庫へお申し出ください。 2 6. 基準年以降の手続き等

別紙2 「未成年者口座および課税未成年者口座約款」新旧対照表

改訂前	改訂後
(省 略) <u>2 6.</u> 非課税口座のみなし開設 (1) <u>2017 年から 2023 年まで</u>の各年（その年 1 月 1 日において申込者が 18 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日において申込者が当金庫に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 (2) 上記(1)の場合には、申込者がその年 1 月 1 日において 18 歳である年の同日において、当金庫に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫と申込者との間で<u>非課税上場株式等管理</u>契約（同項<u>第 2 号</u>に規定する<u>非課税上場株式等管理</u>契約をいいます。）が締結されたものとみなします。 <u>2 7.</u> 届出事項の変更 (省 略) <u>2 8.</u> 契約の終了 次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は終了します。 ①～③ (省 略) ④ 申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当	(同 左) <u>2 7.</u> 非課税口座のみなし開設 (1) <u>2024 年以後</u>の各年（その年 1 月 1 日において申込者が 18 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日において申込者が当金庫に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 (2) 上記(1)の場合には、申込者がその年 1 月 1 日において 18 歳である年の同日において、当金庫に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫と申込者との間で<u>特定非課税累積投資</u>契約（同項<u>第 6 号</u>に規定する<u>特定非課税累積投資</u>契約をいいます。）が締結されたものとみなします。 <u>2 8.</u> 届出事項の変更 (同 左) <u>2 9.</u> 契約の終了 次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は終了します。 ①～③ (同 左) ④ 申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当

別紙2 「未成年者口座および課税未成年者口座約款」新旧対照表

改訂前	改訂後
しないこととなった場合（申込者が出国の日の前日までに上記 <u>1 1.</u> の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により未成年者口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑤～⑦（省 略） <u>2 9.</u> 免責事項 （省 略） <u>3 0.</u> 合意管轄 （省 略） <u>3 1.</u> 約款の変更 （省 略） （2023年 <u>1月</u>改訂）	しないこととなった場合（申込者が出国の日の前日までに上記 <u>1 2.</u> の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により未成年者口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑤～⑦（同 左） <u>3 0.</u> 免責事項 （同 左） <u>3 1.</u> 合意管轄 （同 左） <u>3 2.</u> 約款の変更 （同 左） （2023年 <u>1 2月</u>改訂）

別紙3 「あだちせいわ投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定」新旧対照表

改訂前	改訂後
「あだちせいわ投信自動積立（定時定額購入取引）」取扱規定 1.（省 略） 2.（買付銘柄の選定） (1) 本サービスによって買付できる投資信託は、自動けいぞく（累積）投資銘柄のうち、当金庫が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。ただし、<u>つみたてNISA</u>において買付できる投資信託は、選定銘柄のうち、つみたて<u>NISA</u>用として当金庫が選定する銘柄とします。 (2)（省 略） 3.（省 略） 4.（買付金額の引落し） (1)（省 略）	「あだちせいわ投信自動積立（定時定額購入取引）」取扱規定 1.（同 左） 2.（買付銘柄の選定） (1) 本サービスによって買付できる投資信託は、自動けいぞく（累積）投資銘柄のうち、当金庫が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。ただし、<u>非課税口座に設けられた特定累積投資勘定（以下「つみたて投資枠」といいます。）または特定非課税管理勘定（以下「成長投資枠」といいます。）</u>において買付できる投資信託は、選定銘柄のうち、つみたて<u>投資枠または成長投資枠</u>用として当金庫が選定する銘柄とします。 (2)（同 左） 3.（同 左） 4.（買付金額の引落し） (1)（同 左）

別紙3 「あだちせいわ投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定」新旧対照表

改訂前	改訂後
(2) 引落指定日は、毎月5日、10日、15日、20日、または25日（つみたてNISAをご利用される場合は、25日を除きます。）とし、引落指定日が当金庫の休業日にあたる場合は、その翌営業日を引落指定日とします。 (3) (省 略) (4) 1銘柄あたりの毎月の買付金額の単位等は選定銘柄ごとに目論見書補完書面に定めるものとします。なお、つみたてNISAをご利用される場合の毎月の買付金額の上限は、原則 33,000 円（指定銘柄が複数ある場合は、それらを合算した毎月の買付金額合計で 33,000 円を上限）とします（ただし、(5)で定める増額月を設ける場合を除きます。）。 (5)～(8) (省 略) 5. (買付時期および方法) (1)～(3) (省 略) <u>(4) つみたてNISAをご利用の場合に、収益分配金の再投資等により、その年のつみたてNISAで買付した金額の合計額が40万円を超える場合は、当該40万円を超える部分については、特定口座または一般口座での買付となります。</u> <u>(5) 買付手数料および消費税は、当該指定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」に定めがある場合には、徴収するものとします。</u>	(2) 引落指定日は、毎月5日、10日、15日、20日、または25日（つみたて投資枠をご利用される場合は、25日を除きます。）とし、引落指定日が当金庫の休業日にあたる場合は、その翌営業日を引落指定日とします。 (3) (同 左) (4) 1銘柄あたりの毎月の買付金額の単位等は選定銘柄ごとに目論見書補完書面に定めるものとします。なお、つみたて投資枠をご利用される場合の毎月の買付金額の上限は、原則 10 万円（指定銘柄が複数ある場合は、それらを合算した毎月の買付金額合計で 10 万円を上限）とします（ただし、(5)で定める増額月を設ける場合を除きます。）。 (5)～(8) (同 左) 5. (買付時期および方法) (1)～(3) (同 左) <u>(削 除)</u> <u>(4) 買付手数料および消費税は、当該指定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」に定めがある場合には、徴収するものとします。</u>

別紙3 「あだちせいわ投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定」新旧対照表

改訂前	改訂後
6. ～ 9. (省 略) 1 0. (その他) (1) つみたて <u>N I S A</u> をご利用の場合は、買付および換金に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいたしません。 (2)～(3) (省 略) 1 1. (省 略) (2 0 <u>2 0</u> 年 <u>4</u> 月改訂)	6. ～ 9. (同 左) 1 0. (その他) (1) つみたて <u>投資枠</u> をご利用の場合は、買付および換金に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいたしません。 (2)～(3) (省 略) 1 1. (同 左) (2 0 <u>2 4</u> 年 <u>1</u> 月改訂)